

第3次食育推進基本計画に掲げられた目標のうち、食文化の継承等当省関連の目標達成に向けて、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進

背景と課題

第3次食育推進基本計画

の決定（平成28年3月）

＜重点課題＞

- ・多様な暮らしに対応した食育の推進
- ・食の循環や環境を意識した食育の推進
- ・食文化の継承に向けた食育の推進等

＜目標(H32)＞

- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす
- ・地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・食育を推進するボランティアの数を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす

食育推進の総合調整機能が閣府から農林水産省へ移

（平成28年4月）

第3次計画の目標達成に向けた地域における総合的な食育活動を支援

○目的

第3次食育推進基本計画の目標のうち、食文化の継承等当省関連の目標達成に向け、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を支援

○支援内容

- ・地域食文化の継承
- ・和食給食の普及
- ・共食機会の提供
- ・農林漁業体験機会の提供
- ・食育を推進するリーダーの育成
- ・日本型食生活の推進
- ・食品ロスの削減



食文化や食生活の改善等に対する意識の向上、地場産食材の活用割合の増加等

第3次食育推進基本計画の目標達成（32年度）を目指す

食品産業グローバル展開推進事業

【188（104）百万円】

対策のポイント

海外展開をする食品関連事業者に対し、事業検討段階から現地法人立ち上げ後までの一貫した支援を行い、海外進出の推進・現地事業の定着を図ります。

<背景／課題>

- ・今後、成長が期待される世界の食市場を我が国の食品関連産業が獲得することにより、成長戦略が目指すGNI（国民総所得）の拡大を行う必要があります。
- ・このため、平成28年5月に「農林水産業・地域の活力創造本部」において取りまとめられた「農林水産業の輸出力強化戦略」に基づき、「日本の食文化・食産業」の海外展開の取組を促進します。

政策目標

平成32年の世界における我が国食品産業の現地法人数（平成27年1071法人）を1320法人に拡大する。また、海外展開の支援事業を通じて得た知識・人脈等がその後の企業活動に活かされたと評価される割合（事業で支援を行った各社への事後アンケートの結果「活かされた」と評価された割合）を90%以上とする。

<主な内容>

- 1. 食品産業海外投資・進出推進のための情報収集** 100（0）百万円
輸出力強化戦略に基づく重点国への海外進出及び現地展開の検討に際し、消費者の特徴（ライフスタイル、食習慣、消費意識等）を把握し、現地で求められるサービス・商品の具体像やターゲット像から進出指標となる想定市場規模等を明らかにするとともに、重点国の食品等の規格基準及び関連する法律等について調査します。また、収集・整理された情報の一元化を図り、公表により情報の共有化を図ります。
（委託費）
委託先：民間団体等
- 2. 海外進出・現地展開のための人材育成・活用支援** 28（34）百万円
国内研修会を開催し、海外で食品ビジネスを実行する人材の育成を推進します。また、豊富な専門知識や経験を持つ人材の派遣による進出計画策定への指導や、模倣品対策・環境対策・経営問題・現地販売員の育成及び調理技術等の指導を通じ、海外展開時に障壁となる諸問題の解決を図ります。
（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体等
- 3. 海外進出・現地展開のための国内外の連携先開拓支援** 32（11）百万円
単独での海外進出・現地展開が困難な食品関連事業者に対し、連携先開拓を目的とした国内外の展示会・商談会等を通じて、国内外の同業種あるいは製造・流通・外食等関連業種の連携先開拓を支援します。
（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体等
- 4. 現地における進出支援** 8（0）百万円
海外進出の検討段階及び現地展開中の食品関連事業者等に対して、現地のビジネス環境・情勢の理解を深めること及び具体的な進出に向けた関連情報の収集・提供等を目的とした現地セミナー等の開催、現地事務所等の設立を支援します。
（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体等

5. 栄養改善ビジネスの国際展開支援

20(0)百万円

海外の栄養不良人口の削減へ向けて、国内食品事業者等の**栄養改善ビジネスの国際展開を推進**するため、**現地調査**、**企業セミナー・パートナー発掘**・**優良事例紹介**等の実施、**企業へのアンケート調査**、WEBページによる**情報提供**を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：
1～4の事業 食料産業局輸出促進課 (03-6744-1502)
5の事業 食料産業局企画課 (03-3502-5742)

食品産業グローバル展開推進事業

【平成29年度予算概算決定額：188(104)百万円】

【背景】

■人口減少・少子高齢化により日本国内の食市場は減少傾向
＜食品産業の国内生産額【出所：総務省統計局】＞
94兆円(H10) → 81兆円(H25)

■一方、世界の食市場は拡大すると予測

＜世界の食市場推計【出所：ATカーニー社推計データから農水省が算出】＞
340兆円(H21) → 680兆円(H32予測)

→成長が期待される世界の食市場を我が国の食品関連事業者が
獲得し、国民総所得の拡大を行うことが必要

【対策ポイント】

海外展開を（これから）検討する事業者向け
海外展開を（これから）検討する食品関連事業者に対し、事業検討段階から現地法人の立ち上げ後までの一貫した支援に加え、
本事業での支援事例・成果等をより多くの事業者に活用してもらうための支援体制の充実を図る

海外展開を（これから）検討する事業者向け

◆海外事業戦略立案等の支援

→現地消費者の特徴(ライフスタイル・食習慣・消費意識等)を把握し、求められるサービス・商品の具体像、ターゲット像から進出指標となる想定市場規模等の情報を整備し、報告書をWEB上で公表

◆資料調達・商品開発等の支援

→各国の食品等の規格基準等を調査・データベース化し、WEB上で公表及びセミナー等で共有化

海外展開を具体的に検討中の事業者向け

◆海外で食品ビジネスを実行する人材の育成支援

→各国の関係法規・食関連市場等についての国内研修会の開催

◆連携先の開拓および現地進出支援

→展示会や商談会等を通じた国内外の連携先を開拓

◆現地訪問による市場理解支援

→現地ビジネス環境・情勢の理解を深めること及び具体的な進出に向けた関連情報の収集・提供等を目的とした現地セミナー等の開催、現地事務所等の設立支援

課題】

■日本企業の海外展開における成功要因 上位3項目 (N=117)

1. 優秀な現地人材を登用できた(60.7%)
2. 日本からの出向人材が良く機能した(48.7%)
3. 本社・地域統括拠点から必要なタイミングでサポートが受けられた(43.6%)

■日本企業の海外展開における失敗要因 上位3項目 (N=76)

1. 販路を十分に開拓できなかった(52.6%)
2. 現地ニーズに合わせた商品・サービスを提供できなかった(48.7%)
3. 優秀な現地人材を登用できなかった(39.5%)

【出所：H25年 野村総合研究所現地進出企業アンケート】

→グローバルで事業展開できる環境整備が必要

海外展開準備時・進出中の事業者向け

◆専門家指導による課題解決支援

→海外展開時に障壁となる諸問題の解決のため、模倣品対策・環境対策・経営問題・現地販売員の育成・日本製品の良さを引き出す食べ方及び調理技術等について指導

◆途上国貧困層の栄養改善に向けた官民連携による取組のスピール

◆本事業の支援事例・成果共有

→WEB等で公開

6次産業化サポート事業

【379（369）百万円】

対策のポイント

6次産業化の取組拡大に向け、広域で6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援体制の整備、6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進に向けた優良事例の収集・提供等を支援します。

<背景／課題>

- ・農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、農林水産物等の地域資源を活用した6次産業化の取組を全国的に推進することが必要です。
- ・このため、広域で6次産業化に取り組む農林漁業者等をきめ細かくサポートできる人材の選定・派遣、6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進に向けた優良事例の収集・提供等を行う取組の支援等を行います。

政策目標

- 6次産業化の市場規模の拡大
(5.1兆円(平成26年度)→10兆円(平成32年度))
- 6次産業化のうち、加工・直売分野における市場規模の拡大
(2.0兆円(平成26年度)→3.2兆円(平成32年度))

<主な内容>

6次産業化に取り組む農林漁業者等の事業を総合的にサポートするため、以下の取組を実施します。

1. 広域で6次産業化に取り組む事業者向けの支援 159（159）百万円
広域で6次産業化に取り組む農林漁業者等の各種相談に対応するとともに、専門性の高いアドバイスを行うため、6次産業化中央サポートセンターによる6次産業化プランナーの選定・派遣について支援します。
2. 商談会等開催支援 49（49）百万円
6次産業化事業者の販路拡大のため、広域の商談会等の開催を支援します。
3. 6次産業化情報提供支援 8（8）百万円
各地の6次産業化の取組等を調査し、6次産業化の関係者に対し、定期的に紹介する情報誌「6チャンネル」の発行等を支援します。
4. 6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進 18（18）百万円
地域のモデルとなる6次産業化ネットワーク活動を全国的に展開していくため、情報交換会の開催や優良事例の収集・分析、実践モデルの作成等を支援します。

5. 6次産業化・新産業の創出促進 50(60)百万円
 農林漁業者等と異業種の事業者間の連携により、市場ニーズに即した新商品や新たなサービスを創出するための事業化可能性調査の実施について支援します。
6. スマイルケア食の普及推進 14(34)百万円
 スマイルケア食（新しい介護食品）の商品開発・普及をより一層推進するため、スマイルケア食の利用に向けた研修会の開催等を支援します。
7. 外食・中食等における国産食材活用促進 80(一)百万円
 外食・中食事業者と農林漁業者等とのマッチングや地場産食材に関する情報共有体制の整備等により、外食・中食産業における地場産食材の活用促進等に資する取組を支援します。

（補助率：定額）
 （事業実施主体：民間団体等）

（お問い合わせ先：

| | | |
|--------|-------------|----------------|
| 1～4の事業 | 食料産業局産業連携課 | (03-6744-2063) |
| 5の事業 | 〃 知的財産課 | (03-6738-6442) |
| 6の事業 | 〃 食品製造課 | (03-6744-2249) |
| 7の事業 | 〃 食文化・市場開拓課 | (03-6744-7177) |

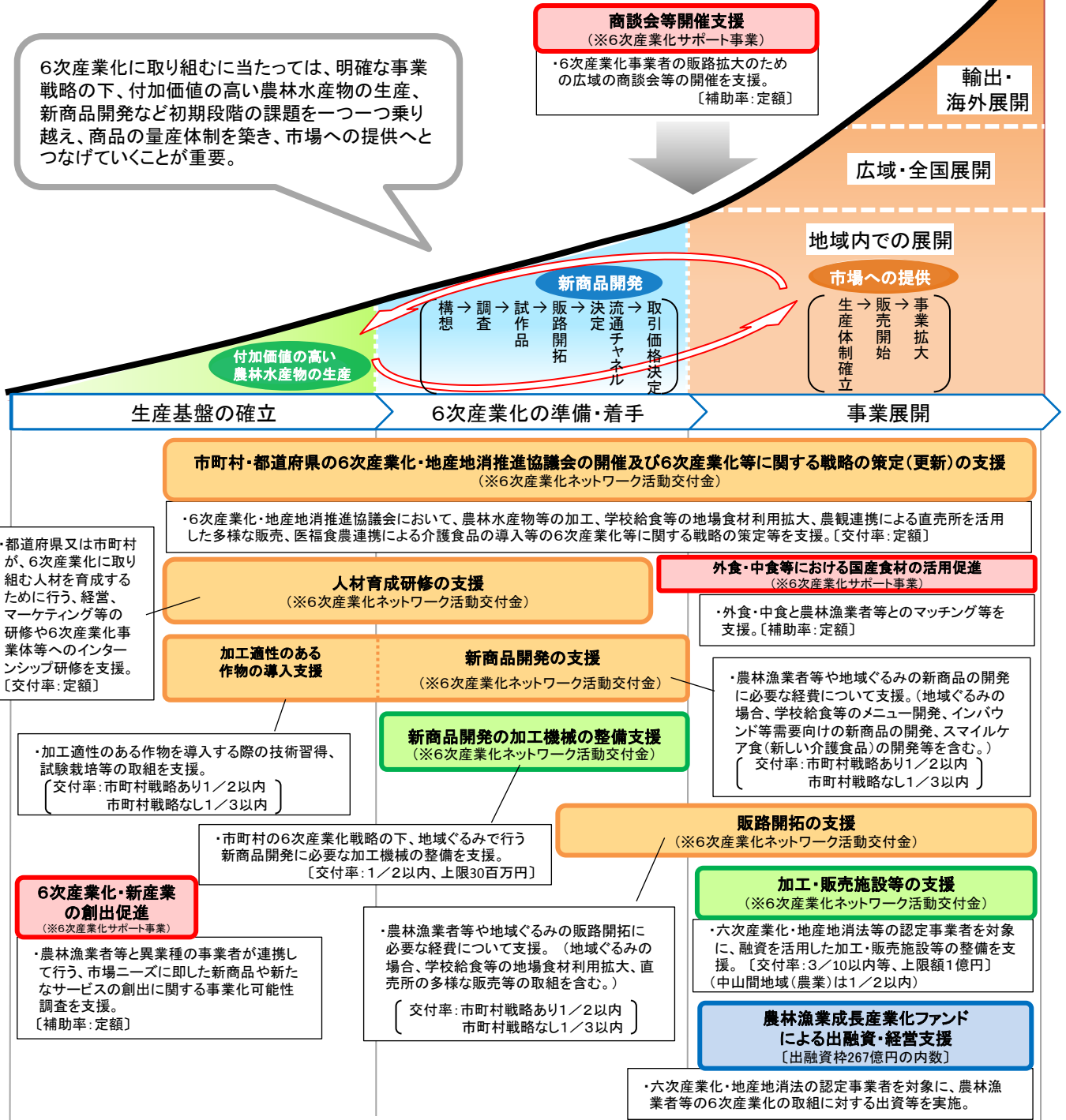
）

6次産業化支援対策等の概要

【平成29年度予算概算決定額：2,287(2,402)百万円】

・地域の6次産業化等に関する戦略の策定や地域ぐるみの6次産業化の取組を着実に進めるとともに、意欲ある農林漁業者等の皆様が、明確な事業戦略の下で主体となって6次産業化に取り組みめるよう、取組の発展段階に応じた明確な支援メニューを準備。

6次産業化に取り組むに当たっては、明確な事業戦略の下、付加価値の高い農林水産物の生産、新商品開発など初期段階の課題を一つ一つ乗り越え、商品の量産体制を築き、市場への提供へとつなげていくことが重要。



<6次産業化プランナーによる事業の発展段階に応じたアドバイス>

都道府県で取り組む事業者向けの支援
(※6次産業化ネットワーク活動交付金)

・6次産業化等に取り組む農林漁業者等に対し、事業の発展段階に応じて6次産業化プランナーを個別に派遣し、アドバイスを実施。

広域で取り組む事業者向けの支援
(※6次産業化サポート事業)

<全国的な普及推進活動>

6次産業化ネットワーク活動の全国推進
(※6次産業化サポート事業)

・6次産業化の優良事例を収集・分析し、発表会やセミナーの開催を支援。

6次産業化情報提供支援
(※6次産業化サポート事業)

・各地の6次産業化の取組を紹介する情報誌「6チャンネル」の発行等を支援。

6次産業化サポート事業

【平成29年度予算概算決定額 379(369)百万円】

6次産業化に取り組む農林漁業者等の事業を総合的にサポートするため、6次産業化プランナーによる個別相談、農林漁業者等と流通業者等との商談会、優良事例の収集、情報提供等を支援します。

マーケティングや品質管理など、専門性の高い分野について、アドバイスを受けたいなあ・・・

6次産業化の取組で開発した新商品の販売先を見つけたいなあ・・・

6次産業化の取組を更に進めるため、参考となる事例がほしいなあ・・・

農林漁業者



6次産業化プランナー



このような方々のために、以下の支援メニューを用意しています。

1. 6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する個別相談支援

都道府県域を超えるなど広域で事業を展開される方や、専門分野に関するアドバイスが必要な方に対して、「6次産業化中央サポートセンター」から6次産業化プランナーを個別に派遣します。

(個別相談例)

- ・六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の策定のアドバイスや取組のフォローアップを行います。
- ・販路開拓やブランディング等の専門分野に関するアドバイスを行います。



2. 農林漁業者等と流通業者等との商談会の開催

商談会を複数の地域で開催し、6次産業化の取組により開発された新商品の販売先を探している農林漁業者等と流通業者等とのマッチングの機会を作ります。

(参考)平成28年度の開催場所・時期

札幌市(2/2)、仙台市(2/1)、立川市(11/30)、金沢市(10/25)、名古屋市(10/26)、大阪市(9/28)、岡山市(9/27)、熊本市(11/29)



3. 6次産業化情報提供支援

6次産業化に関する施策やその効果の普及啓発のため、情報誌(6チャンネル)、ホームページ、メールマガジンにより取組などを紹介します。

4. 6次産業化ネットワーク活動の全国的な推進

多様な事業者が参画した先進的な取組を全国的に展開していくため、

- ① 6次産業化の関係機関を対象とした情報交換会の開催
- ② 実践モデルの作成やこれを活用した農林漁業者向けの啓発セミナーの開催
- ③ 優良事例の収集・分析、優良事例発表会の開催等を行います。

【平成27年度表彰事例】

果実の特徴を生かしたジャムを年間150種類以上揃え、島という条件不利地域であるにもかかわらず、年間10万本の販売実績がある。



5. 事業化可能性調査

農林漁業者等と異業種の連携により開発される新商品や新たなサービスについて**市場調査等を実施し、事業化可能性の整理・分析**を支援します。

研究



支援

事業化

研究段階を終えた後の事業化の前段階を支援

6. スマイルケア食の普及推進

スマイルケア食(新しい介護食品)の商品開発・普及をより一層推進するため、**スマイルケア食の利用に向けた研修会の開催等**を支援します。

7. 外食・中食事業者等における国産食材の活用促進

外食・中食事業者等が、付加価値向上等に向け、地域の食文化を背景とした地場産食材の活用を促進できるよう、**外食・中食事業者等と生産者等とが、互いに必要な情報を共有できる体制の整備や、新たな商流の構築につながる場を設ける取組**を支援します。

- ・外食・中食事業者のニーズや地場産食材に関する情報の収集・発信
- ・外食・中食事業者による産地視察や生産者等とのマッチング



地理的表示保護制度活用総合推進事業

【174（174）百万円】

対策のポイント

G I（地理的表示）保護制度の活用による地域産品のブランド化を進めるため、G Iの登録申請やG I保護制度の普及啓発を支援します。

<背景／課題>

- ・地理的表示（G I）保護制度は、地域で育まれた伝統を有し、その高い品質等の特性が生産地と結びついている農林水産物・食品の名称を、その品質等とあわせて保護する制度で、平成27年6月から運用が開始されています。（平成28年12月7日現在24産品が登録。）また、我が国で保護されたG Iの海外での保護を進めるため、平成28年12月にG I法が改正されました。
- ・農林水産業の成長産業化のため、G I保護制度の活用を更に推進するとともに、G I保護制度は「本物を守る」ための国際的な知的財産の保護制度であり、我が国農産物の輸出促進を図る上でも、その活用が期待されます。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を拡大
(7,451億円（平成27年度）→1兆円（平成31年（平成32年から1年前倒し））)

<主な内容>

1. 地理的表示保護制度活用促進事業[拡充] 121（119）百万円

(1) 地理的表示保護制度推進事業（拡充）

G I保護制度の活用に取り組もうとする産地に対する説明会の開催や、G I登録申請に向けた相談に対応する支援窓口の充実を図るとともに、G I登録に当たって必要となる調査の実施等を支援します。

(2) 知的財産・地域ブランドビジネス化支援事業（継続）

G Iを活用した地域ブランド化等を促すため、全国のG I産地・G I産品を流通関係者や消費者等に紹介するシンポジウムや展示会等を開催し、制度の普及・活用を推進します。

（補助率：定額、1／2以内）
（事業実施主体：民間団体等）

2. 海外知的財産保護・監視委託事業[継続] 40(40)百万円

日本のG I 産品等の保護のため、海外における不正使用の監視、商標登録等の状況を調査し、都道府県等関係機関と共有することで、海外における知的財産侵害対策の強化を図ります。

〔委託費〕
〔委託先：民間団体等〕

3. 地理的表示産品情報発信委託事業[新規] 12(一)百万円

日本のG I 産品の海外での保護に資するとともに、海外での販売促進に役立てるため、日本のG I 登録産品の情報を、日本語及び英語等多言語で海外の政府関係者、国内外の流通関係者や消費者等にわかりやすく発信します。

〔委託費〕
〔委託先：民間団体等〕

[お問い合わせ先：食料産業局知的財産課 (03-6738-6317)]

地理的表示(GI)保護制度活用総合推進事業【174(174)百万円】

- GI(地理的表示)保護制度の活用による地域産品のブランド化を進めるため、GIの登録申請やGI保護制度の普及啓発を支援
- GIの活用により、海外でも「本物を守る」ことで、農林水産物・食品の輸出を促進

GIの活用・登録支援

◎地理的表示保護制度活用促進事業【121,452千円】

- 地理的表示保護制度推進事業(103,821千円)
 - ・GI保護制度の活用に取り組みうる産地に対する説明会の開催
 - ・GI登録申請に向けた相談に対応する支援窓口の充実
 - ・GI登録に当たって必要となる調査の実施等を支援
- 知的財産・地域ブランドビジネス化支援事業(17,631千円)
 - ・全国のGI産地・GI産品を流通関係者や消費者等に紹介するシンポジウムや展示会等を開催

一体的
に推進

※GI: Geographical Indication (地理的表示)

海外におけるGI保護・情報発信

◎海外知的財産保護・監視委託事業【40,000千円】

- ・我が国農林水産物や地名の商標出願等の監視
- ・GI産品等の模倣品に係る海外現地調査

◎地理的表示産品情報発信委託事業【12,450千円】

- ・日本のGI産品の詳細情報や関連情報を、日本語及び英語等の多言語で発信

食品リサイクル促進等総合対策事業

【78（77）百万円】

対策のポイント

製造業者・卸売業者・小売業者等による食品ロス削減のための取組と併せて、リサイクルが低迷している小売業・外食産業における食品廃棄物等の再生利用の取組等を促進します。

<背景／課題>

- ・世界で約8億人の人々が栄養不足状態にある中、我が国の食品産業においては、年間1,927万トンの食品廃棄物等が排出され、このうち本来食べられるにもかかわらず廃棄される「食品ロス」が330万トン発生していると推計されています。また、食品産業全体では、食品廃棄物の再生利用等実施率が85%に達するものの、食品廃棄物の分別が困難であるなどの理由から食品小売業や外食産業では再生利用等実施率が低迷しています。
- ・本年6月に閣議決定された「日本再興戦略2016」等においても「食品ロスの削減」等が盛り込まれており、「もったいない」の発祥の地である我が国において食品ロスの削減や食品廃棄物のリサイクルを推進することは喫緊の課題となっています。

政策目標

食品廃棄物等の再生利用等実施率の目標達成
(食品製造業95%、食品卸売業70%、食品小売業55%、外食産業50%)

<主な内容>

1. 食品ロス削減国民運動の展開

44（24）百万円

個別企業等では解決が困難な商慣習の見直しに向けたフードチェーン全体の取組やフードバンク活動^{*1}を行う団体が食品関連事業者からの信頼を向上させ食品の受入量拡大を図る取組等を支援します。

※1 フードバンク活動とは、包装の印字ミスなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品をNPO法人等が食品メーカー等から引き取り、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動

（補助率：定額、1／2以内）
（事業実施主体：民間団体等）

<各省との連携>

○ 5府省（消費者庁、文科省、農水省、経産省、環境省）

- ・「食品ロス削減関係省庁等連絡会議」を構成する5府省が連携し、官民をあげて食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）を展開

2. 食品流通の川下における食品廃棄物の再生利用等の促進

7（25）百万円

食品小売業者や外食事業者が、再生利用事業者、農業者と連携して、食品廃棄物のメタン化及びメタン発酵消化液^{*2}の肥料利用を行うための取組を支援します。

※2 メタン発酵消化液とは、有機物をメタン発酵処理し、バイオガスをとった後に残る肥料成分を多く含む液体

（補助率：定額、1／2以内）
（事業実施主体：民間団体等）

お問い合わせ先：

食料産業局バイオマス循環資源課

（03-6744-2066）

現状と課題

- 食品ロスの要因の一つとされている商慣習の見直しについて、平成24年度から27年度にかけて検討
- 生産・流通などの過程で発生する未利用食品を必要としている人や施設に届けるフードバンク活動が広がりはじめたところ



新たに以下の取組を拡充

対応

- 製造業者・卸売業者・小売業者等による食品ロス削減のための更なる取組を推進、消費者への理解の促進
- フードバンクの利用促進や資質の向上

食品産業における食品ロス削減の促進

事業内容

食品ロスの要因の一つとなっている商慣習について更なる見直しを行うとともに、見直しの取組について消費者理解を促進

具体的内容

【検討する取組】

- ・加工食品の納品期限を緩和する対象品目の拡大
- ・商慣習の見直しに取り組む企業の拡大等



対象品目
大
拡

【情報発信】

- ・食品関連事業者の商慣習の見直しに向けた取組の内容について、消費者への理解促進につながる広報資料を作成し情報を発信

フードバンク活動の推進

事業内容

食品関連事業者等によるフードバンクの利用を促進するとともに、フードバンクの資質向上を推進

具体的内容

【利用促進】

- ・食品関連事業者、福祉関係団体及び地方公共団体等を対象としたセミナーの開催

【資質向上】

- ・フードバンクの資質を向上するための衛生管理技術等講習会の開催



商慣習の見直しによる食品ロスの削減、フードバンク活動の活性化

農山漁村活性化再生可能エネルギー導入等促進対策

【146（163）百万円】

対策のポイント

地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組を推進し、そのメリットを地域に還元させることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進します。

<背景／課題>

- ・地域の資源を活用した再生可能エネルギーの導入を図ることは、そのメリットが地域に還元されることを通じて地域の活性化に寄与することが期待されます。
- ・特に、農山漁村に豊富に存在する資源を活用した再生可能エネルギーを最大限活用することにより、地域の農林漁業の発展を促進し、農山漁村の活性化及び所得向上につなげていくことが重要です。
- ・一方で、再生可能エネルギーの取組については農山漁村特有の課題があることから、これらの課題解決を図り、農林漁業者等の再生可能エネルギー事業への参画を進める必要があります。

政策目標

○再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を全国100地区以上実現（平成30年度）

<主な内容>

1. 農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業 96（103）百万円

(1) 事業化推進事業 48（71）百万円

発電事業に意欲を有する農林漁業者やその組織する団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、土地改良区等）が行う事業構想の作成、導入可能性調査、地域の合意形成、事業体の立ち上げ、資金計画の作成等の取組について、継続地区を支援します。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体等

(2) 事業化サポート事業 48（31）百万円

再生可能エネルギーに取り組もうとする農林漁業者等をサポートするため、研修会の実施、専門家による指導・助言、再エネ事業者とのマッチング、セミナーの開催等を支援するとともに、再生可能エネルギーを活用して農山漁村の活性化に取り組もうとする者にとっての共通のプラットフォームの構築を推進します。

（補助率：定額）
事業実施主体：民間団体等

2. 農山漁村再生可能エネルギー地産地消型構想支援事業 50（60）百万円

農林漁業を中心とした地域内のエネルギー需給バランス調整システムの導入可能性調査、再生可能エネルギー設備の導入の検討、地域主体の小売電気事業者の設立の検討等について継続地区を支援するとともに、そのノウハウの蓄積、他地域への普及を図ります。

（補助率：定額）
事業実施主体：地方公共団体と民間団体等からなる協議会

お問い合わせ先：

食料産業局再生可能エネルギーグループ (03-6744-1508)

農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業

【平成29年度予算概算決定額 96（103）百万円】

農林漁業者の方々やその組織する団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、土地改良区等）等が行う再生可能エネルギー事業について、構想づくりから運転開始・利用に至るまでに必要となる様々な手続や取組を総合的に支援します。

（１）事業化推進事業（継続分のみ）

【48（71）百万円】

[補助率：定額]

発電事業に意欲を有する農林漁業者の方々やその組織する団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、土地改良区等）が行う事業構想の作成、導入可能性調査、地域の合意形成、事業体の立ち上げ、資金計画の作成等の取組を支援します。

※発電施設の整備（詳細設計を含む。）は、支援の対象となりません。また、実証事業ではありません。

（２）事業化サポート事業

【48（31）百万円】

[補助率：定額]

再生可能エネルギーに取り組もうとする農林漁業者等をサポートするため、研修会の実施、専門家による指導・助言、再エネ関連事業者とのマッチング、セミナーの開催等を支援するとともに、再生可能エネルギーを活用して農山漁村の活性化に取り組もうとする者にとっての共通のプラットフォームの構築を推進します。

（※事業実施主体：農林漁業と再生可能エネルギーの両方に専門的知見を有している民間団体）

畜舎の暖房費を抑えるために再エネを導入したいけどどんな設備が必要なのかなあ・・・



地域のために、再エネに取り組みたい！でも、電気が売れるようになるまでのハードルが高そうだなあ・・・



もみ殻をエネルギーとして利用できないかしら・・・

このような方々のために、以下の支援を用意しています。

○ 再生可能エネルギーの取組に向けた研修会の開催

再生可能エネルギーの取組に必要な技術、法令、制度等の知見・ノウハウを習得するための研修会を開催します。

○ 専門家によるサポートの実施

専門家による指導・助言を行うとともに、農林水産業の現場で抱える課題解決に向け、再エネ関連事業者とのマッチングを行います。

○ 再生可能エネルギーの導入・利用の理解醸成

電気・熱の利用や未利用資源の活用など、総合的な再生可能エネルギーの取組について、農林漁業における導入・利用のメリットを理解して頂くために、コスト削減や収益増、地域活性化が図られた事例等の紹介・解説、啓発セミナーを開催します。

**再生可能エネルギーの導入・利用により地域を元気にしたい
という意欲をお持ちの方への支援です！**

食品の品質管理体制強化対策事業

【169（169）百万円】

対策のポイント

日本産食品の安全と国際的な信頼の向上を図るため、国内の食品製造事業者の衛生・品質管理体制の強化を図るとともに、HACCPの導入促進に係る取組を支援します。

<背景／課題>

- ・ 我が国食品産業の持続的な発展のためには、まず第一に、食品の安全と消費者の信頼を確保することが不可欠です。しかし、現状では食中毒による被害は依然として発生しています。そこで、HACCP等の導入により、食品製造事業者の衛生・品質管理体制の強化を図っていく必要があります。
- ・ また、国内でのHACCP導入率は徐々に上昇していますが、中小規模事業者のHACCP導入率は3割程度にとどまっており、対応を進めていく必要があります。
- ・ 一方で、厚生労働省によるHACCP制度化も検討されており、国内の食品製造事業者等に対し、制度化の状況を踏まえたHACCPの導入とその前段階の衛生・品質管理の基盤となる高度化基盤整備を推進する人材育成の実施、HACCP手引書作成等への支援により、HACCPの導入促進による衛生・品質管理の強化を図ります。

政策目標

中小規模層（年間販売金額：1億～50億円）の食品製造事業者のHACCP導入率向上

→ 50%（平成35年度）（※平成27年度実績：35%）

<主な内容>

1. HACCP、衛生管理・品質管理に関する普及啓発、調査・分析等の実施
HACCP導入やその前提となる高度化基盤整備の情報、輸出先国・地域が求める衛生・品質管理基準に関する情報等の調査・分析を行うとともに、普及啓発資料の作成・配布やホームページの活用等による情報提供を行う取組を支援します。
2. 研修会等の開催
 - (1) HACCP等の導入促進に関する研修会等の開催
HACCPに関して責任を持って推進できる人材及びHACCPに係る取組を的確に指導できる人材を養成するための研修会、HACCPの導入に必要な知識の習得を目的とした研修会及び高度化基盤整備の研修会の開催を支援します。
 - (2) マネジメント体制構築等に関する研修会等の開催
消費者の視点、安全な食品の供給を重視する方針の徹底やコンプライアンスの徹底等、国際的に通用する企業の社会的責任（CSR）に関するマネジメント体制の構築に携わる人材を育成するための研修会等の開催を支援します。
 - (3) 輸出促進に向けた対応の円滑化に関する研修会等の開催
輸出の際に相手国・地域から求められるHACCP等の衛生・品質管理基準等に関する情報提供等を含めた研修会の開催を支援します。

[平成29年度予算の概要]

3. HACCPに関するフォローアップ及び普及啓発の実施

HACCPによる衛生管理・品質管理が適切に行われているかを確認するとともに、これを活用したHACCPの普及啓発資料を小売現場で消費者に配布する等の方法により、HACCPに関する消費者の理解促進を図る取組を支援します。

4. HACCP手引書等作成（拡充）

食品・業態の特性に応じてHACCPの制度化に対応できるように、食品事業者団体等による、最新の知見を取り入れて品目・業態に即した危害要因分析や衛生管理のモデルプラン等を含むHACCP手引書の作成等を支援します。

（補助率：定額）
（事業実施主体：民間団体等）

[お問い合わせ先：食料産業局食品製造課（03-3502-5743）]

食品の品質管理体制に係る課題

● HACCPは、被害を未然に防止でき、事故があった場合も原因を特定しやすくするもの。国際機関(コーデックス委員会)が採用を推奨しており、各国の規制にも取り入れられつつある。

● 日本でも、食中毒件数が減少しておらず、食品安全リスクを下げ、消費者全体の利益向上を図るため、HACCPの普及が必要。(厚生労働省においてHACCP制度化を検討中。)

【HACCP導入が進まない要因】

- 関連の投資(施設等)を行うことが難しい
- 力量を有する責任者、指導者が不足
- HACCPが消費者に理解・評価されないため
- インセンティブにならない

(食品製造業におけるHACCPの導入状況実態調査結果)

中小事業者へのHACCP
導入が伸び悩み

例16

● 今後、HACCP制度化に対応し、事業者の取組を促進するための後押しが重要

I 施設・設備への支援 【HACCP支援法】

食品製造事業者が、HACCP導入又はその前段階の衛生・品質管理の基盤整備を実施するための施設・設備の整備を行う際、長期低利融資を受けられる。

II 人材育成等への支援 【予算事業】

1. 研修会等の開催

以下の研修の開催を支援。

- ① HACCP導入促進のための責任者・指導者養成、導入に必要な知識の習得等のための研修会等
- ② マネジメント体制構築等に関する研修会等
- ③ 輸出促進に向けた対応の円滑化に関する研修会等

2. 普及啓発のための調査・分析、資料作成等の実施

・HACCP導入やその前提となる高度化基盤整備の情報等の調査・分析を行い、普及啓発資料の作成・配布等による情報提供を行う取組を支援。

・HACCPの運用状況の調査とこれを活用した消費者向けの普及啓発資料の配布により、消費者の理解促進を図る取組を支援。

3. HACCP手引書等作成支援 (拡充)

食品・業態の特性に応じてHACCPの制度化に対応できよう、食品事業者団体等がそれぞれの食品・業態に即した手引書を作成することを支援。